

おこづかいQUICPay特約

第1条 (目的等) 1.本特約は、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムに第三者利用機能、利用上限金額設定機能、利用履歴確認機能等を付加したものと(以下「おこづかいQUICPay」という。)の利用について、おこづかいQUICPay申込者(指定本会員およびQUICPayモバイル会員のうち、本特約を承認のうえ指定本会員の同意を得て、第2条に基づきおこづかいQUICPayを申し込む方をいう。以下同じ。)、おこづかいQUICPay会員(QUICPay申込者のうちJCB等がおこづかいQUICPayの入会を承認した者をいう。以下同じ。)および指定本会員に適用されます。2.本特約におけるそれぞれの用語の意味は、本特約において特に定めるほか、JCB等所定の会員規約(以下「会員規約」という。)、QUICPay会員規定(以下「本規定」という。)およびQUICPayモバイル特約(以下「モバイル特約」という。)におけるのと同様の意味を有します。

第2条 (おこづかいQUICPayの申し込みおよび会員情報登録ならびに第三者利用機能および利用履歴確認機能等) 1.おこづかいQUICPay申込者は、JCB等所定の「おこづかいQUICPay入会申込書」に記入し、またはJCB等が通知もしくは公表する方法に従い、おこづかいQUICPayを追加した指定携帯電話を使用する方法による本決済システムに申し込むものとします。なお、おこづかいQUICPay申込者は、かかる申し込み時にJCB等が公表する資格を有する者からおこづかいQUICPayの利用者(以下「おこづかいQUICPay利用者」という。)を指定するものとします。また、おこづかいQUICPay申込者は、おこづかいQUICPay利用者が使用する携帯電話が指定携帯電話ではないために、本決済システムを利用できない場合でも、モバイル特約第10条に定めるQUICPayモバイル発行手数料および本特約第4条に定めるおこづかいQUICPay発行手数料およびおこづかいQUICPay年会費が返金されないことにつき承諾します。2.モバイル特約第5条第2項にもかかわらず、おこづかいQUICPay会員は、当社が付与したモバイルIDを使用し、本決済システムのために使用する予定の自己またはおこづかいQUICPay利用者が所持する指定携帯電話から操作を行うことにより、当該携帯電話に会員情報(指定カードのクレジットカード番号を含む。)登録を行うものとします。本規定第3条第4項およびモバイル特約にもかかわらず、おこづかいQUICPay会員は、会員情報登録を行った自己の本モバイルを貸与し、またはおこづかいQUICPay利用者の所持する指定携帯電話に会員情報登録を行うことにより、おこづかいQUICPay利用者に本決済システムを利用させることができるものとします。なお、おこづかいQUICPay会員は、自己またはおこづかいQUICPay利用者以外の第三者に本モバイルを使用させてはなりません。また、おこづかいQUICPayは、JCB等所定のQUICPay加盟店では利用できないものとします。3.指定携帯電話のうちJCB等所定の携帯電話については、おこづかいQUICPay会員は、JCB等所定のアプリケーションにメールアドレスを登録し、JCB等からのメールを当該メールアドレスで受信することによって、おこづかいQUICPay利用者の本決済システムの利用履歴(利用年月日・利用金額)を確認することができます。4.会員情報登録を行った指定カードの紛失再発行または指定カードのゴールドカードへの切り替え等により、指定カードのクレジットカード番号が変更になった場合は、JCB等所定のサイトにおいて変更登録を行ってください。なお、かかる場合以外において指定カードの変更はできず、変更をご希望の場合は、当該指定カードにかかるおこづかいQUICPay会員を退会のうえ、ご希望のクレジットカードにて再度おこづかいQUICPayにお申し込みください。5.おこづかいQUICPay会員は、おこづかいQUICPay利用者に対し、以下の内容を理解し、同意させるものとします。(1)おこづかいQUICPayの利用方法(JCB等所定のQUICPay加盟店で利用できないことを含む。)(2)第3条に定める利用上限金額を超過して本決済システムを利用できないこと(3)おこづかいQUICPay利用者の利用明細が指定本会員またはおこづかいQUICPay会員に通知されること(4)おこづかいQUICPay利用者を本規定第18条におけるQUICPay会員等として読み替え、個人情報につき必要な保護措置をとったうえで、同条に基づき取り扱うこと6.指定本会員、およびおこづかいQUICPay会員は本決済システムの利用に関して一切の責任を連帯して負うものとします。また、指定本会員は、おこづかいQUICPay利用者による本決済システムの利用に基づく一切の支払債務が、指定本会員に帰属することについて同意するものとします。

第3条 (おこづかいQUICPayの利用上限金額の設定) 1.おこづかいQUICPay会員は、パスワード(以下「金額設定用パスワード」という。)を設定したうえで、本決済システムの利用上限金額(毎月1日から末日までの合計で30,000円を上限とする。以下「利用上限金額」という。)を設定するものとします。なお、一回に設定できる利用上限金額は、その残額と合わせて30,000円までとします。モバイル特約第7条にもかかわらず、かかる場合、おこづかいQUICPay会員およびおこづかいQUICPay利用者は、利用上限金額の範囲内でのみ本決済システムを利用することができます。なお、利用上限金額は、何回でも設定(加算または減算)することができ、利用上限金額を再度設定した場合には残額に再設定金額が加算または減算されます。また、利用上限金額の残額は、翌月以降も繰り越されますが(繰越し後の残額につき本決済システムを利用し、利用上限金額を再度設定することによって、1ヶ月の本決済システムの利用金額は最高で60,000円になる場合があります。)、おこづかいQUICPay会員が最後に利用上限金額を設定したとき、または、本決済システムが最後に利用されたときから3ヶ月間(JCB等所定の方法で算定されます。)を経過した場合には利用上限金額が再度設定されるまで本決済システムを利用することができなくなります。2.おこづかいQUICPay会員は、金額設定用パスワードを、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとし、おこづかいQUICPay利用者を含む第三者に開示または使用させてはなりません。3.おこづかいQUICPay会員は、金額設定用パスワードを紛失した場合には、ただちに、JCB等所定の方法によりそのむね届け出るものとします。なお、金額設定用パスワードのみの再発行は行われません。再発行をご希望の場合は、当社所定の手続きを踏んで、モバイルIDおよびパスワードの再発行を受けたいうえで、再度金額設定用パスワードを設定してください。

第4条 (おこづかいQUICPay発行手数料および年会費) 1.指定本会員は、入会時、本モバイルの有効期限更新時またはモバイルIDおよびパスワードの再発行時にそれぞれ、おこづかいQUICPayにつき、当社が通知または公表するおこづかいQUICPay発行手数料を指定カードで支払うものとします。2.指定本会員は、おこづかいQUICPayの利用期間中、当社が通知または公表するおこづかいQUICPay年会費を指定カードで支払うものとします。

第5条 (個人情報の収集、保有、利用、預託) 指定本会員、おこづかいQUICPay申込者およびおこづかいQUICPay会員は、指定本会員、おこづかいQUICPay申込者およびおこづかいQUICPay会員を本規定第18条における「QUICPay会員等」として読み替え、個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで同条に基づき取り扱うことに同意します。

第6条 (本モバイル等の紛失・盗難による責任の区分) 本規定およびモバイル特約にもかかわらず、おこづかいQUICPayにおいて、本モバイル、モバイルID、パスワードまたは金額設定用パスワードの紛失、盗難等により、本モバイルがおこづかいQUICPay会員またはおこづかいQUICPay利用者以外の第三者に使用された場合その他指定本会員およびおこづかいQUICPay会員が損害を被った場合は、会員規約の「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定は準用されず、指定本会員およびおこづかいQUICPay会員本人の負担とします。ただし、当社に過失がある場合はこの限りではありません。

第7条 (指定カードの有効性確認) 1.おこづかいQUICPay会員は、JCB等所定の時期に、指定カードの有効性確認を実施することに同意するものとします。2.前項の指定カードの有効性確認の結果、承認されなかった場合は、利用上限金額の設定または本決済システムの利用を行うことができません。

第8条 (適用関係) 本特約に定めのない事項については、会員規約、本規定およびモバイル特約を適用するものとします。なお、モバイル特約を適用するにあたっては、モバイル特約における用語は以下のとおり読み替えるものとします。(1)「QUICPayモバイル入会申込者」をおこづかいQUICPay申込者と読み替えるものとします。(2)「本決済システム」をおこづかいQUICPayを追加したものと読み替えるものとします。(3)「本アプリケーション」をおこづかいQUICPay用のJCB等所定のアプリケーションを追加したものと読み替えるものとします。(4)「QUICPayモバイル会員」をおこづかいQUICPay会員と読み替えるものとします。(5)「会員情報登録」を本特約に基づく会員情報登録を追加したものと読み替えるものとします。(6)「モバイル会員情報」を本特約に基づく会員情報登録によって登録した情報を追加したものと読み替えるものとします。

第9条 (特約の改定) 将来、本特約が改定され、JCB等がその内容を書面その他の方法により通知した後におこづかいQUICPay会員またはおこづかいQUICPay利用者が本モバイルを利用した場合、JCB等は、指定本会員およびすべてのおこづかいQUICPay会員が当該改定内容を承認したものとみなします。